

再審申し立て人・久間三千年氏夫人の訴え

久間三千年は無実です。

私達家族の幸せは、平凡な生活の中にあり、夫の優しさ思いやりは、日々の生活の中に満ちあふれています。夫は、一方的に犯人扱いされ逮捕、起訴され、裁判にかけられました。

夫は、終始一貫して無実を訴え続けてきました。私達家族は、夫を疑ったこともなく、理不尽な仕打ちを受けながらも夫が生かされていることだけを心のよりどころとして、耐え続けてきました。平成20年10月28日突然の死刑執行に目の前が真っ暗になり、何も考えられなく途方に暮れました。無実を訴え続ける夫に殺人の汚名を着せて、命までも奪う国の仕打ちがあるとは、思ってもみませんでした。無実を訴え続け命までも奪われた夫の無念を晴らし名譽を回復するために再審請求をしました。しかし、最高裁での特別抗告も棄却されました。令和3年7月9日に第二次再審請求をしました。どうしてなのでしょうか。

終始一貫して無実を訴えている者の再度の審理は無理なのでしょうか。

誰にでも裁判を受ける権利は平等にあるべきです。無茶なことを言っているのではなく、裁判が間違っているからやり直して欲しいと願っているだけです。公平な裁判を受ける権利さえも与えられないのでしょうか。

検察はすべての証拠を開示していません。DNA鑑定においても資料を紛失した。処分したなどと言っていますが、まだ開示されていない証拠が絶対にあります。

人の命を奪っておいて理由を曖昧にしないで下さい。すべての証拠を開示して、裁判所に法の原則に従って正しい判断をして欲しいと望みます。

どうか、皆様方のお力添えをよろしくお願い致します。

いつ、どんな時でも、一人の人間が公平公正な裁きを受けられることを心から望んでいます。

令和4年5月28日

判決の死亡推定時間に疑問 第二次再審請求審の新証拠

死亡推定時間(午前9時)以降も女児2人は生存していた?多数の目撃情報

① 第2次再審請求審の新証拠は、つけています。

「事件当日の午前10時30分頃から11時頃、八木山バイパスでおびえた様子の女児が乗った白の軽自動車を見た」というものです。

② 死刑判決では、「午前9時頃に殺害された」としたが、新証言と當時の新聞記事では、女児は生存していたこと、八丁峠で犯人車と犯人を目撃した、午前11時頃も生存していたという重大な矛盾をつき

③ 判決は、市民からの情報を採用しませんでした。

④ 事件当日や翌日に寄せられた多くの目撃情報は、すべて「虚偽」「間違い」だったのでしょうか?

⑤ 裁判所は、検察に「初動捜査の記録などの証拠リスト」の開示を勧告しています。

検察は証拠を開示して真相を明らかにせよ!

新聞に報道された目撃情報

- ※午前10時半~11時頃 八木山バイパス
- 11時頃 夜須高原 複数人が目撃
 - 午後1時30分 本町アーケード 書店
 - 2時 本町アーケード おもちゃ屋
 - 2時半 本町アーケード出口
 - 4時半頃 小正交差点
 - 6時45分 嘉穂高校付近

飯塚事件の再審をもとめる福岡の会

〒810-0041 福岡県福岡市中央区大名2-2-51 第一吉田ビル403
TEL/FAX 092-713-0144 E-mail iizukajiken_saishin@yahoo.co.jp
岩田務法律事務所 TEL 092-711-9955 FAX 092-711-9966

▼ホームページ



▼署名のお願い



死刑執行された冤罪「飯塚事件」

飯塚事件とは



1992年2月20日、福岡県飯塚市内で登校途中の小学生1年生の女の子2人(2人もとも当時7歳)が、行方不明となり、翌21日に朝倉市(旧甘木市)の八丁峠山中から遺体(下半身裸)で発見され、22日には同じ八丁峠の遺体発見現場から約3km離れた場所からランドセル等の遺留品が発見されました。

1994年9月、被害者女児と同じ小学校区に住む久間三千年さんは、①八丁峠の遺留

1999年9月、福岡地裁は、「以上のようないくつかの諸情況を総合すれば、本件において被告人が犯人であることについては、合理的な疑いを超えて認定することができる」と、死刑を言渡し、2006年9月、最高裁判定しました。そして、再審準備中の2008年10月28日、死刑確定後から僅か2年で死刑執行されました。

現在、第2次再審請求審(2021年7月請求)が福岡地裁で審理中です。

N型が検出された、などとされ逮捕・起訴されました。

A鑑定で、女児から採取した血痕から久間さんと一致するDNA型が検出された、などとされ逮捕・起訴されました。

品投棄現場と女児が最後に目撃されたワゴン車の特徴(紺色ワゴン車後輪ダブルタイヤ)が久間さんの車と一致する。(2)科警研のMCT118型によるDNA鑑定で、女児から採取した血液から久間さんと一致するDNA型が検出された、などとされ逮捕・起訴されました。

「死刑に処された人物は真犯人だったのか」(NHK・22.4)
「死刑執行は正しかったのか」(日テレ・22.9)

判決は、久間さんがなぜ犯人なのか、理由を書いていない

① 判決の結論は、「被害児童が最後に目撃された現場及び遺留品発見現場において目撃された紺色ボンゴは犯人車である被告人車であり、それを運転していたのは被告人である」です。そこで終わっています。

② 判決は、久間さんが「無罪を主張しているので事実認定の理由について以下説明する。」と言いますが、死刑を宣告した「殺人、死体遺棄、未成年略取誘拐」について久間さんを犯人にした理由を説明していません。久間さんをなぜ殺人などの犯人にし

たのか理由を一言も説明していません。

③ 判決は、「被告人と犯行との結び付きを証明する直接証拠も間接証拠もない」とも言っています。証拠がない、有罪の理由がない有罪判決は判決とは言えません。内容のない判決は、再審で見直さなければなりません。

④ 死刑判決を読んでください。地裁判決は、判例タイムス1059号、判例時報1697号に掲載されています。

飯塚事件の経過

92年2.20 飯塚市内で1年生の女の子2名が行方不明
2.21 遺体発見
2.22 遺留品発見
94年9.23 久間さん逮捕
99年 9.8 1審判決 死刑
01年10.24 2審判決 死刑
06年 9.8 最高裁判決 死刑
08年10.28 死刑執行

09年10.28 第1次再審申し立て
14年3.31 再審請求棄却(1審)
18年 2.6 即時抗告棄却(2審)
21年4.21 特別抗告棄却(最高裁)
21年 7.9 第2次再審請求申し立て

判決の構成

- ① 八丁峠で、T氏が目撃した男が犯人であって、紺色車両が犯行車の可能性が濃厚である。八丁峠と三叉路で目撃された自動車は同じ車両であり、本件犯人が使用した自動車である疑いが極めて濃厚。
- ② 車の特徴の一一致や土地勘は、被告人を本件犯人と仮定するに足りる事実。
- ③ 仮定を超えて本件犯人とするには以下の状況証拠の検討にかかっている。
①女児付着の繊維片 ②久間車内の血痕と尿痕 ③女児付着の血液型、DNA鑑定について ④被告人の亀頭包皮炎発症について ⑤アリバイが成立しないことについて ⑥被告人の性格判定について
- ④ 三叉路と八丁峠で目撃された車は被告人車であり、運転していたのは被告人と認定できる。

検察・科警研は真犯人のDNA型部分を切り捨てていた

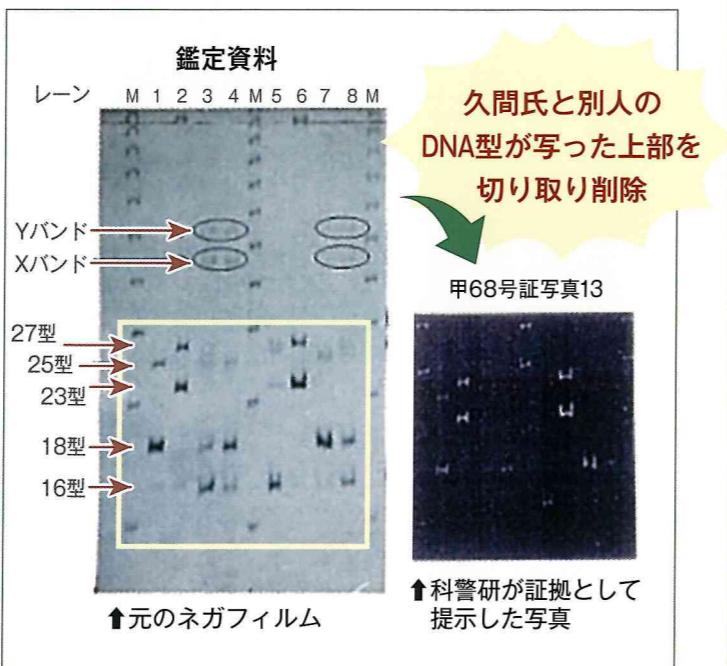
第一次再審決定、「DNA型をもって有罪認定の根拠にはできない」

① 第一次再審請求審で開示された、科警研のDNA撮影ネガフィルムから久間さんのものでも女児のものでもない、XバンドとYバンドのDNA型が確認されました。

② しかし、検察・科警研は、当該部分のネガフィルム部分を切り取り、証拠として提出し、久間さんに死刑を求刑したのです。

③ 久間さんの死刑判決は、検察・科警研の証拠隠蔽・偽造によるもので、検察・科警研の行為は絶対に許せるものではありません。証拠隠蔽・偽造で死刑を求刑した責任は追及されなければなりません。

④ 弁護側の本田鑑定は、この型が真犯人のもので久間さんの型は検出されていません。血液型について犯人が1人の場合はAB型、2人の場合はB型とAB型としています。



⑤ 第一次再審の決定(2014年3月)は、「当時のDNA型鑑定の結果をもって有罪認定の根拠にはできない」と、DNA型鑑定の信用性を否定しました。

足利事件は再審無罪、飯塚事件は死刑…科警研の全資料使用の犯罪的行為

事件発生当時、MCT118型鑑定は実用化されたばかりで、技官の手法や鑑定の信用性が問題になっていました。足利事件では、鑑定資料が残されていたので弁護側の再鑑定で再審無罪につながりました。一方、飯塚事件では、科警研が資料のすべて使い切り、弁護側再鑑定ができず久間さんの無罪を証明できません。

久間さんと事件をつないでいる 八丁峠と三叉路の目撃供述は信用できない。

1 八丁峠で「振返り」でダブルタイヤ目撃・確認は不可能…現地調査で確認

① 目撃者は、八丁峠を含む古処山系を管理維持する森林組合職員のT氏です。

② T氏は2月20日午前11時頃、急坂(斜度8%から10%)を時速25km~30kmで、R25の大きな左カーブを走行しながら不審車両と男の横を通過後13.4mの地点で「振返り」後輪のダブルタイヤを現認した、と供述しています。

③ しかし、T氏が「車の横を走りながら振返った」角度は進行方向に対し158度右後方になり、その角度で「振返る」には、首だけではなく体を右にひねり、窓から顔を出さないと見ることはできません。前方の視界が完全に遮断されます。

④ 現場は直線約28mで、振返ると崖下に転落します。危険極まる運転で絶対できません。まして、判決が認定した13.4m地点での振返りは不可能です。



2 八丁峠60数mの数秒の区間で男性と車の詳細で多項目の目撃内容は不可能

① T氏は、車両と男性の目撃情報を11日後の3月9日に供述しています。車体にラインはなかった、車はやや古い型、トヨタや日産ではなかった、後輪ダブルタイヤなど9項目、男性は、頭の前が禿げていた、上着は毛糸で茶色のチョッキ、チョッキの下は白色長袖カッターシャツ、年は30~40歳など10項目ありました。

② 厳島教授鑑定は、これらの詳細な内容の目撃は到底不可能であり供述は信用できないとしています。

3 三叉路で8時30分頃女児2人を目撃した、というO女供述は信用できない

① 判決によると、2月20日8時30分頃の三叉路の状況は、農協職員のO女が、三叉路を南(県道と職場)方向に通過し、その3分後にK女が同じルートで通過しました。一方、三叉路でユニック車を借りる約束をしていたT氏とF氏はそれぞれの車で南(県道側)から三叉路に向かい、I氏は三叉路の手前で2人を出迎えました。

② 現地調査で、5人全員が女児を目撃していなければならぬのに、O女以外の4人は、誰も「目撃していない」と供述しています。

③ I氏は「T氏と出会った8時30分から、8時45分までの間、女児もO女車のスズキセルボードも見ていない。私もTも女児を見ていないのに、農協の職員は見ている。時間的におかしい」という話をしたことがある」と供述、証言しています。

④ I氏は、その後8時35分~40分の間に、「後輪ダブルタイヤのマツダボンゴ」を目撃したと供述していますが、その供述に変遷があります。

⑤ これらから、O女の女児目撃の時間と場所に重大な疑問が生じます。女児2人とO女は8時30分以前に三叉路を通過していましたが、その車が通過したのは女児が三叉路を南側に通過した後のことになります。久間さんとの関連はありません。

